

議会報告誌

災害復興、特区活用版

〒251-0028 藤沢市本鵠沼3-9-1-101
TEL & FAX : 0466-35-4110
E-mail : m.miyato@nifty.com



討議資料

藤沢市議会議員 宮戸みつる

地震・津波から財産を守る規定

ふじさわ市議会だより No.211

平成25年(2013年)11月10日

(仮称)藤沢市災害復興条例 津波等から財産を守る規定

平成二十六年以内の制定を目指す

宮戸 光

(自由松風会)

質問 津波から市民の財産を守るため、事前に行政として復興に対する強い意志を示すことが重要である。被災後、速やかに復旧、復興ができるよう条例の制定が急務と考えるが、見解を聞きたい。

答弁 平常時から計画的に復興に備えることも重要であるため、事前復興対策に関する条例の検討が必要と考へており、今後は、先進事例を参考に(仮称)藤沢市災害復興条例の制定に向けて取り組みを進めていく。

質問 津波から市民の財産を守るため、今後、骨子案あり、復旧の基本的な考え方を議会に報告した後に、パブリックコメントなどを通じて二十六年以内の制定を目指す。

答弁 (仮称)藤沢市災害復興条例とあわせて復興基金の創設が必要と考へるが見解を聞きたい。

質問 大きな災害に遭った際には、災害後の速やかな復興のために、災害復興基金を設置することは必要であり、今後、条例の中で位置づけを検討していく。

答弁 条例制定までのスケジュールとしては、関連部局と協力連携を構築する中で、平成二十五年以内に骨子案を示したいと考へている。骨子については、復興対策を総合的かつ計画的に推進するという決意を表明し、復興対策の指針を示すという基本的な内容とするか、

具体策にも踏み込んだものとするか十分に検討する必要がある。今後、骨子案あり、復旧の基本的な考え方を議会に報告した後に、パブリックコメントなどを通じて二十六年以内の制定を目指す。



パネルを用いて一般質問を行う。

**災害前から復興を考へていく必要性有
藤沢市災害復興条例制定へ向け!!**

ふじさわ市議会だより No.216

平成27年(2015年)1月25日

藤沢市災害復興条例を制定

復興対策を総合的・計画的に推進 基金を設置し財源確保に努める

○藤沢市災害復興条例の制定については、藤沢市は、自立の相互あると認めるときは、藤沢市に協力し、みずからの生活・市災害復興本部を設置するに努めるものとする。

この議案は、大規模かつ重大な災害が発生した場合、生活及び地域社会の復興において被災後における市営の復興に努めるものとする。市民生活の復興を速やかに進め、復興対策を総合的かつ計画的に推進するための基本事項をあらかじめ定める必要があることから新たに条例を制定するものとする。

【条例の主な内容】
・市は、地震により大規模かつ重大な被害が発生した場合、速やかに被災後の地域に住民生活及び地域社会の復興を促進するものとする。
・市は、被災復興計画の策定を進めるとともに、定に当り市民、事業者、市民等、ボランティア及び「市民等」という、及び市との連携を図りながら、市民生活の復興を促進するものとする。

・市は、復興基金の策定を進めるとともに、成を図り、復興のための取組を進めるとともに、市民生活の復興を促進するものとする。

・市は、復興基金の策定を進めるとともに、成を図り、復興のための取組を進めるとともに、市民生活の復興を促進するものとする。

・市は、復興基金の策定を進めるとともに、成を図り、復興のための取組を進めるとともに、市民生活の復興を促進するものとする。

・市は、復興基金の策定を進めるとともに、成を図り、復興のための取組を進めるとともに、市民生活の復興を促進するものとする。



条例の制定により、被災後の速やかな市街地復興が期待される

平成26年12月18日 議会本会議において、藤沢市災害復興条例を議決、条例施行しました。



2011年3月11日午後の新川名橋の様子です。多くの方々が、津波の様をじっと見ている様子が伺い知れます。そして約1.5mの津波は、柏尾川と堺川の合流地点を更に遡って行ったのです。



・市は、復興を速やかかつ円滑に進めるため、災害復興基金を設置し、必要な財源の確保に努めるものとする。
【施行目録】公布の日

特区を使った まちづくり

《質問》藤沢市は、「さがみロボット産業特区」と「京浜臨海部ライフイノベーション国際総合戦略特区」という2つの総合特区と国家戦略特区の合計3つの特区の地域に指定されている全国でも数少ない地域である。

特に「さがみロボット産業特区」は、今後産業やサービスの拡大が見込まれる分野であることから、ロボットが市民生活と密着したまちづくりに期待するところである。

国では、新たな発展モデルを構築しようとする「やる気のある、志の高い地方自治体」については、国家戦略特区における「地方創生特区」として早期に指定し、地域の新規産業・雇用を創出すると施策を講じている。

東京オリンピック・パラリンピックの誘致支援や超高齢化社会への対応など、市の様々なポテンシャルを活用した取組をはじめとして、まちづくりの活性化の為、国との連携を強化するために、市に特区活用企画室を設置すべきと思うが如何か？



《回答》総合特区と国家戦略特区や東京オリンピック・パラリンピックの誘致・支援につきましては、議員ご紹介のとおり絶好の機会と捉えており、市民生活の質的向上につなげるためにも、積極的に取組を進めてまいりたいと考えております。
ご指摘の専門部署の設置につきましては、来年度に向けて、全庁的な特定課題や政策課題に関する担当を企画政策課に設置するよう調整をし、推進してまいりたいと考えております。

さがみロボット産業特区



2つの総合特区

規制・制度の特例(個別法特例、条例委任特例)
税制上の特例(法人税の軽減)、金融上の支援
財政上の支援(国の予算を重点活用)

京浜臨海部ライフイノベーション特区



国家戦略特区(県下全域)

規制の特例措置の適用、金融支援、税制支援(設備投資、研究開発税制特例、固定資産税特例)
構造改革特区との連携可(構造改革の推進と認められた場合)